

## 社会福祉法人志布志市社会福祉協議会地域福祉システムづくり推進委員会設置要綱

### (設 置)

第1条 志布志市における地域福祉システムづくりの円滑な推進を図るため、志布志市地域福祉システムづくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置し、事務局は、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に置く。

### (業 務)

第2条 推進委員会は、次の業務を行う。

- (1) 志布志市の地域福祉システムづくり推進方策に関すること。
- (2) 近隣組織づくり形成の具体策に関すること。
- (3) 地域福祉システムづくりにあたっての広報啓発に関すること。
- (4) その他目的達成に関すること。

### (組 織)

第3条 推進委員会は、別表の団体等の代表を委員とし、本会会長が委嘱する。

### (任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 推進委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

### (運 営)

第5条 委員長は、委員の互選とし、会議の招集、会議の議長など会務を総括する。

2 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

### (報 酬 等)

第6条 出会等の委員の報酬及び費用弁償等については、本会の規定による。

### (雑 則)

第7条 この要綱の定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年1月4日から施行する。

(別表)

団体・職務等	委員数
民生委員協議会	3
地区社協	1
老人クラブ連合会	1
地域婦人連絡協議会	1
ボランティア及びアドバイザー	1
関係行政機関（うち保健師1名）	3
市社会福祉協議会	1
地域包括支援センター	1
学校関係	1
郵便関係	1
消防関係	1
警察関係	1